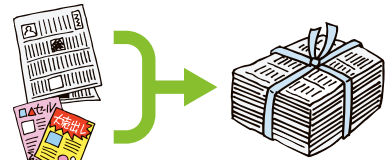


資源物

古紙

(新聞・チラシ / 段ボール / 紙箱・包装紙等 / 雑誌類 / 紙パック)

新聞・チラシ



※チラシも一緒に束ねてください。

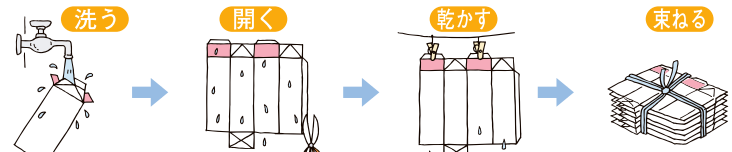
段ボール 断面が三層になっているもの



※平たくのばしてください。

紙パック

500ml以上の飲料用紙容器で、中にアルミが貼っていないもの



※洗って開いて乾かしてから、束ねて出してください。
※アルミが貼ってあるもの(焼酎の紙パックなどは、もやせるごみに出してください。)

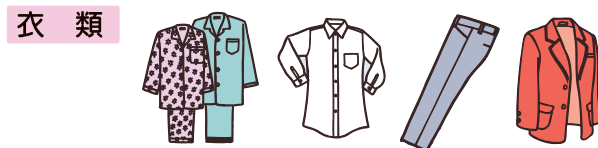
雑誌類 ※名刺サイズ以上のもの



45ℓまでの透明袋・紙袋

束ねるか、45ℓまでの透明袋、又は紙袋に入れて出せます。
紙袋で出すときは、袋の口を、テープかひもでとめてください。
お菓子やティッシュの箱、封筒、小さな紙も全部入れられるので、簡単に出すことができます。

衣類



極度に汚れているものや破れているもの以外は衣類として出せます。

繊維類



※上記以外の繊維類は「もやせるごみ」に出してください。

1. 雨の日は、出すのを控えるか、束ねたあと透明ごみ袋に入れて出してください。(衣類は、雨の日に出すのは控えてください。)
2. 45リットルまでの透明袋に入らない、ふとん・カーペットは、粗大ごみになりますので、粗大ごみ受付に申し込みをしてください。

電球・蛍光灯 / 乾電池 / スプレー缶類



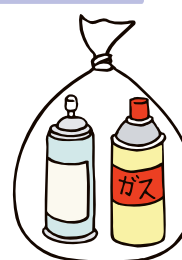
電球 直管蛍光管 丸型蛍光管(LED含む)など

※箱から出してください。
※ガムテープなどで巻かないでください。
※割れたものはもやせないごみへ



マンガン乾電池 アルカリ乾電池

スプレー缶類



スプレー缶 カセットボンベ
※中身を使いきって出してください。
穴はあけないでください。

1. 電球・蛍光灯は、割れないように気をつけて透明ごみ袋に入れて出してください。
2. リチウムイオン電池などの充電式電池やボタン電池は、回収できません。電化製品から取り外して、回収協力店へ持ち込んでください。
3. 電球・蛍光灯と乾電池、スプレー缶類は別々の袋に入れて出してください。
4. スプレー缶・カセットボンベは中身のガスを使いきって出してください。
5. 古紙と電球等の日は収集車が異なりますので、左右に分けて出してください。

資源物

剪定枝

- 庭木を剪定した際に出る枝
- 枝が細く短いものや葉の割合が多いものも含む。
- 枝の直径10cm以内かつ長さ50cm以内のもの

剪定枝はごみステーションに出すことができません。

電話で戸別収集をお申し込みください。

1. 電話申込の際、収集日をお伝えします。(通常約1週間後)
2. ひもで束ねるか、束ねることができない場合は45リットルまでの透明袋に入れて、収集日当日の朝8時30分までに、門前等に出してください。剪定枝以外のものを出さないでください。米袋、土のう袋は使用できません。立ち合いは不要です。

(出し方) ひもで束ねるか、または45リットルまでの透明袋に入れて出してください。米袋、土のう袋は使用できません。



【お申し込み先】
鹿児島市環境サービス財団 ☎099-268-8888
受付時間：月～土曜日 8:30～17:15 ※12月31日から1月3日を除く

枝の直径10cmを超えるもの又は長さ50cmを超え2m未満のもの 粗大ごみになります。
※粗大ごみのお申し込みなどを! ※剪定業者等が剪定したものは、収集しません。

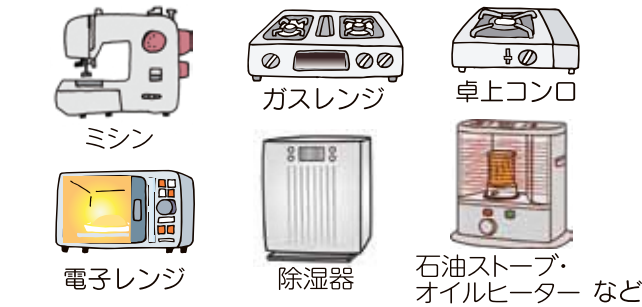
粗大ごみ

市が行う「粗大ごみ」の収集は有料(大きさ等により1点350円か700円)となります。
なお、ご自分で持ち込まれる場合は、100kg以下は無料です。
100kgを超える場合は、10kgにつき70円の手数料が必要です。

45リットルの透明袋に入れて口が結べないもの



45リットルの透明袋に入っても粗大ごみになるもの



1. 電話での事前の申し込みが必要です。
電話申し込み先 ☎099-813-5380
※土・日曜日も受け付けいたします。
受付日時：毎日 午前8時～午後9時(ただし、12月31日から1月3日を除く。)
※月曜日や午前中は電話が混み合います。
※申し込みから収集まで通常約2週間を要します。(家屋内収集は約1～2ヵ月)
※申し込みは最大5点までです。
※申し込み後の品物の追加・変更はできません。また、次の申し込みは収集日の翌日から可能となります。
※申し込み品で調査が必要な場合があります。
2. バイクは必ず油を抜き、バッテリーやナンバーははずしてください。
3. 石油ストーブは、必ず油や乾電池を抜いてください。
4. 卓上コンロは、カセットボンベを必ずはずしてください。

市が収集しないもの

- 事業系ごみ (商店、工場、事務所、会社、学校などの事業活動に伴い生じたごみ)
※家庭系ごみ以外は事業系ごみです。事業系ごみはステーションには出せません。
- 家庭から一時的に多量に発生したごみ (引越しごみ、リフォームによるごみ、草・葉など)
※市の許可を受けた業者に処理を依頼するか、自らの市の施設に搬入してください。
- 法律によってリサイクルしなければならないもの



- 特殊・危険なごみ (鉄柱(長さ2m以上)、ピアノ、コンクリート片、大型温水器(太陽熱温水器を含む)、消火器、タイヤ、ブロック、石ころ、バッテリー、農機具、砂、土、瓦など、医療系廃棄物、ガスボンベ、LPガス協会(☎099-250-2535)へご相談ください。)
- ※専門業者やメーカー・販売店に処理を依頼してください。
※医療系廃棄物は調剤薬局や医療機関に処理をご相談ください。
- 中身が残っているもの (廃油、灯油、塗料、火薬、農薬、劇薬)
- ※専門業者や販売店に処理を依頼してください。
- 産業廃棄物 (※事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められている20種類(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、がれきなど)
※産業廃棄物の収集運搬許可業者等に処理を依頼してください。)
- 充電式電池・ボタン電池 (リチウムイオン電池などの充電式電池やボタン電池は、電化製品から取り外して、回収協力店へ持ち込んでください。(CRまたはBRのボタン電池は、もやせないごみ))